

新型コロナウイルス感染症対策 ガイドライン

熊谷市国際交流協会

2020年6月25日

1 はじめに

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、各省庁、各種団体により、これに対応すべくガイドラインが発表されています。

当協会におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理いたしました。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更等、必要に応じて適宜改正を行うものとしします。

2 感染防止のための基本的考え方

協会は、イベント・講座等の規模や形態を十分に踏まえ、スタッフや参加者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、以下(1)、(2)を念頭に最大限の対策を講ずるものとする。

(1) 3つの基本対策

- ①マスクの着用（咳エチケット）
- ②手洗い、うがい
- ③身体的距離の確保

(2) 3つの密の回避

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間）
- ②密集場所（多くの人が密集している場）
- ③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場）

また、スタッフ及び参加者に対して、本ガイドラインを遵守していることを周知し、十分な説明を行うことにより、ご理解とご協力をお願いをする。

3 感染防止対策

(1) 総論

感染拡大防止策を徹底することが重要。人との距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保する。

- ①感染防止のための参加者の制限を考慮する。
 - ・参加可能時間、参加可能者数の制限
 - ・会場の着席数の制限（椅子の数を減らして間隔を空ける、互い違いに着席する等）
 - ・日時指定の予約
 - ・大人数での来場の制限 等
- ②リスク評価を行い、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、イベント・講座等は中止又は延期とする。

- ③感染予防対策及び感染の疑いのある者を確認した場合は、速やかな対応措置をとる。
また、そのために連絡体制を整える。
- ④高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を検討する、。

(2) 参加者の安全確保

《参加の自粛》

- ①参加決定通知において、開催日の過去2週間以内に発熱や咳等の風邪症状があった場合は、参加自粛に御協力いただきたい旨記載する。
- ②参加者に対する検温及び健康確認票記入を実施し、以下の該当者は参加を自粛していただく。
 - ・参加前に検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合（または平熱比1度超過）
 - ・息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への参加者並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

《感染予防・感染拡大抑止》

- ①参加者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。
※参加者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。
- ②マスク着用、咳エチケットの徹底
- ③参加の前に手洗い、手指消毒を行う。

(3) スタッフ・ボランティア等の安全確保

《参加の制限》

- ①参加者に対する検温及び健康確認票記入を実施し、以下の該当者は参加制限を実施する。
 - ・参加前に検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合（または平熱比1度超過）
 - ・息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への参加者並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

《感染予防・感染拡大抑止》

- ①イベント、講座等に参加したスタッフの氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を

作成する。

※スタッフ、ボランティアに対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報適切に取り扱う。

- ②マスク着用、咳エチケットの徹底
- ③参加の前に手洗い、手指消毒を行う。
- ④スタッフ、ボランティアは、各自毎日の健康管理を徹底する。

(4) 会場での対応

- ・密にならないよう入場者を整理する。
- ・終了後の会話は控え、速やかな退室を促す。
- ・入口及び会場内の手指の消毒設備を設置する。
- ・パンフレット等の配布物は手渡しで配布しない。
- ・熱中症防止のための飲料を除き、屋内では飲食しない。
- ・人と共有する物品や手が頻回に触れる箇所を最低限にする。
- ・高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、エレベーターのボタンなど）を特定し、消毒液で開催前及び終了後清拭する。
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋を着用し作業後は必ず石鹸と流水で手洗いを行う。
- ・換気（最低1時間に1回、可能であれば2方向の窓を同時に開ける※冷暖房を使用中であっても開ける）
- ・人との間隔を概ね2m確保できるようにする。
- ・参加者同士の接触を少なくするため、席を間引く、四方を空けた席配置にするなど工夫する。
- ・対面機会をできるだけ避ける（必要に応じてフェイスシールドの装着、ビニールカーテン等を設置する。）

(5) 会場を使用する際の留意点

- ・会場での利用人数他、施設作成ガイドライン記載事項を遵守する。
- ・直接手で触れることができる展示物等は展示しない。

4 スタッフや参加者に感染が疑われる場合、感染が判明した場合

《感染が疑われる場合》

- ・速やかに別室へ隔離し、会場は換気を行う。
- ・対応する人は、マスクや手袋の着用等、適切な防護策を講じた上で対応する。
- ・事務局（広報広聴課都市交流係）に連絡し、事務局は速やかに保健所に連絡し対応の指示を受ける（発症者の措置、消毒、濃厚接触者の調査等）

《感染が判明した場合》

- ・感染が判明した者は、治癒するまで参加停止とする。
- ・感染者の濃厚接触者に特定された場合、又は過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間の参加を停止とする。
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

5 広報・周知

スタッフ、参加者に対して、以下について周知する。

- ・社会的距離の確保の徹底
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指消毒の徹底
- ・健康管理の徹底
- ・名簿作成及び公的機関へ情報提供することの同意
- ・現場での対応方針の徹底
- ・感染が判明した場合の連絡

※イベント・講座等出席後、2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合速やかに国際交流協会事務局（市役所広報広聴課 524-1111内線220）に連絡する。